

防研総第1252号  
24.11.22  
改正 防研総第457号  
27. 4. 10

副 所 長  
統 括 研 究 官  
各 部 長 殿  
戦史研究センター長  
図 書 館 長

防 衛 研 究 所 長

防衛研究所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等について  
(通達)

標記について、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号。以下「訓令」という。）及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（通達）（防人1第1889号（11.3.31）。以下「運用通達」という。）によるほか、下記のとおり定めたので通達する。

なお、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する苦情相談を受ける体制について（通達）（防研発総第154号。11.5.11）は廃止する。

## 記

### 1 目的

この通達は、防衛研究所に勤務する事務官、技官、教官、自衛官、非常勤職員及び研修員（以下「職員等」という。）の利益の保護及び職員等がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保することを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 部長等

企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）

(2) 監督者

訓令第4条第2項に示す「職員を監督する地位にある者」をいい、次に掲げる者とする。

- ア 所長、副所長、部長等
- イ 課長、室長
- ウ 補佐、班長、係長

(3) 相談員

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を受ける職員

3 不利益取扱いの禁止

職員等は、セクシュアル・ハラスメントを行った職員等に対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し、正当な対応をしたことのためにいかなる不利益処分も受けない。

4 職員等の責務

職員等は、運用通達別紙第1の「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

5 監督者の責務

監督者は、次の各号に掲げる事項に注意して、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関して職員等の言動に十分な注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、または生じるおそれがないか、職員等の言動、勤務態度等に十分な注意を払うこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他のセクシュアル・ハラスメントに対する職員等の対応に起因して、当該職員等が職場において不利益を受けていないか、またはそのおそれがないか、職員等の言動に十分な注意を払うこと。
- (4) 職員等からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談があった場合は、真摯かつ迅速に対応すること。
- (5) 監督者自らセクシュアル・ハラスメントに関する問題等を把握した場合は、迅速かつ適切に対処するとともに再発防止に努めること。
- (6) 苦情相談への対応に当たり、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らさないようにすること。

6 教育等

- (1) 部長等は、監督者及び相談員に指定されている者に対して、別に計画される

教育（セクシュアル・ハラスメント防止担当者集合教育等）に積極的に参加させ、相談体制等の強化を図るものとする。なお、新たに監督者となった職員については、当該教育に原則として参加させるものとする。

- (2) 企画部総務課長（以下「総務課長」という。）は、職員等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止週間、新規採用者初任時教育及び新着任者教育等の機会を捉え、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する事項について教育等を実施するものとする。

## 7 相談員の指定等

- (1) 相談員は、所長が指名する者とし、総括相談員は総務課長とする。
- (2) 所長は、職員等の中から、女性職員を含め複数の相談員を指名するものとする。
- (3) 総務課長は、部長等に対して、相談員全員を記載した名簿を別紙様式により通知するものとする。

## 8 苦情相談への対応

- (1) 相談員が職員等から苦情相談を受ける場合には、当該職員等に対し苦情相談を実施する日時及び場所の指定をするものとする。
- (2) 相談員は、運用通達別紙第2「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に定めるところに従い、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言並びに当事者間のあっせん等を自ら行い、当該問題を迅速に解決するよう努めるものとする。
- (3) 相談員は、当該問題を解決することが困難である等と判断した場合は、当該職員の詳細を得た上で、総括相談員に通報するとともに、各相談員の上位の監督者に報告し、必要な助言等を得るものとする。
- (4) 相談員は、苦情相談への対応に当たり、関係者間のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

